

## 北海道食品ロス削減推進計画素案に対する意見募集結果

令和3年(2021年)3月25日

北海道食品ロス削減推進計画素案について、道民意見提出手続により、道民の皆様からご意見を募集したところ、3人、5団体から、延べ27件のご意見が寄せられました。

ご意見の要旨及びご意見に対する道の考え方については、次のとおりです。

意見の概要	意見に対する道の考え方 ※
「2計画の位置づけ」の「北海道食の安全・安心基本計画」、「北海道食育推進計画」と「北海道廃棄物処理計画」との関係性がわからない。	食品ロス削減の推進にあたり、「北海道食品ロス削減推進計画」は家庭から排出されるゴミの排出抑制を促進するため3R(リデュース、リユース、リサイクル)の普及啓発を推進する「北海道廃棄物処理計画」との調和を図ることとしています。 E
道内の食品ロス33万tについて、わかりやすい説明が必要ではないか。またロスの内訳についても道内の推計値はないのか。	道では、事業系及び家庭系食品ロスの発生量について国の推計方法を基に推計しており、計算方法については計画案に記載します。 E
北海道は事業系食品ロスの割合が3分の2を占めており、北海道における食品ロスの発生状況を詳細に把握することが本計画を実効性のあるものとする上で極めて大切です。道民の理解を広げる上でも事業系食品ロスの発生状況を調査し、再生利用の状況と合わせて数値化する必要がある。	北海道は事業系食品ロスへの取組が重要であることから、食品ロス計画の策定にあたり、食品関連事業者へ食品ロス削減に関するアンケート調査を行いましたので、調査結果を計画案に記載します。 C
「2北海道における食品ロスの発生状況」の可食部分の 数値はロス量の最大値でしょうか。道民に何が主因になっているかを伝えることが重要。	北海道の食品ロスの発生量については、国の推計方法を基に推計しており、食品ロスの発生状況等について図などを用いて計画案に記載します。 B
事業系、家庭系食品ロス発生状況の羅列も何が大きな原因となっているか可能な限り伝えることが大切。道民の意識改革に反映すること、啓蒙事業の趣旨に活用できるように意識した表記を工夫が必要。	事業系、家庭系食品ロス発生状況の原因については、食品ロスに係る意識調査や道内の生産業者、製造業者・卸業者・小売業者・外食業者へのアンケート調査を行っており結果などを計画案に記載します。 B
食品リサイクル法の基本方針において食品ロスが明記された事もあわせ、北海道は事業系食品ロスの割合が3分の2を占めていることから食品関連事業者及び農林漁業者の削減意識の向上と協力は不可欠であり、事業者のめざすべき姿もあわせて示す必要があるのではないのか。	食品ロス削減については事業系、家庭系の双方から発生しており、消費者や食品関連事業者等を含め道民運動として「めざす姿」を示したところです。 E
「食べきろう」というスローガンの趣旨は分かるが、「個人差があり、食べきるという表現は肥満予防の視点からも不適切」との意見も聞いており、「買い物の達人」、「注文の達人」、「料理の達人」といった未然にロスを減らすスローガンを強調する方向に切り替えていくことも検討願いたい。	食品ロスの削減については、まずは適量を注文するなど、食品ロスを発生させないことが重要と考えております。いただいたご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。 C

意見の概要	意見に対する道の考え方 ※
<p>「めざす姿」の中に「食べものとして生産された食料は無駄なく食べる」という基本原則をいれてほしい。</p>	<p>食品ロス削減の「めざす姿」として、食べるものを大切にすることから「もったいないの心を大切に」としたところです。</p>
<p>「めざす姿」または「推進の視点」においてSDGsを明記  国連が2015年に採択した30年までに1人あたりの食品廃棄物を半減させる目標を踏まえても、食品ロス削減は既に国際的な大きな流れになっています。SDGsを踏まえて道民一人一人の食品ロスが世界的にみてもどの程度重要なことかを意識してもらうため、道内の企業及び国際機関と連携し効果の見える化を意識したキャンペーンの実施を要望します。</p>	<p>「持続可能な開発目標(SDGs)」の取組は、近年の食品ロスに関する国際的な関心が高まりなどを踏まえ、計画策定の趣旨等に記載しています。  また、食品ロスはSDGsの達成に資する取組としています。</p>
<p>めざす姿について、道内の食品ロスについて1人・1日当たりの量(家庭系ロスについても)があると毎日の生活の中で、理解を深めていくのに役立つと思います。環境省で実施した北見市や室蘭市の食品ロスについての報告書にある食品ロス量を参考値として取り上げてはどうでしょうか。  数値目標にも1人1日当たりのg数を( )内に記載すると身近に捉えることが出来ると思います。</p>	<p>食品ロスの1人・1日当たりの量につきましては、国民一人当たり換算した量を「計画策定の背景・趣旨」に記載しています。</p>
<p>事業者・消費者・国・地方自治体との連携が大事である。</p>	<p>食品ロスを削減するためには、国・地方公共団体、食品関連事業者等、消費者などの多様な主体が相互に連携をすることが重要と考えていることから、関係者の連携につきましては、「連携・継続性」を推進の視点とし、「基本方針と主な取組」に記載しています。</p>
<p>食品を調理することが多い主婦に食品ロスの知識を得てもらうことで、ロスを抑えられると考えます。  ・食品の包装にレシピを表示する  ・食材をより長持ちさせる保存方法の提供  ・消費期限・賞味期限を大きく見えやすい場所や表記に工夫する</p>	<p>食材の保存方法や調理レシピなど食品ロスの削減に繋がる情報提供・発信は食品関連事業者と連携し取組を推進することとしております。</p>
<p>未利用食品の提供。</p>	<p>未利用食品等の有効活用に向けた取組については「基本方針2」に未利用食品等を有効活用する取組の推進するよう記載しています。</p>
<p>基本方針2に、①フードバンク活動に政策支援、②各市町村にフードドライブの拠点を設置、③賞味期限切れの食品を専門に扱うスーパーやインターネットサイトを支援を追加  ①事業者が無理なく推進できるように、国の調査も踏まえつつ、事故発生時に善良な管理者の注意義務を果たした食品提供者の責任を免除する条例を設置する等の政策支援が必要  ②自治体がフードバンクの代替として簡易にできるフードドライブを設置することで、地域全体に食品ロスの理解が深まる。  ③賞味期限切れの食品を専門に扱うスーパーやサイト、売り場があれば、必然的に安価で購入できるためコロナ禍の消費回復にもつながる。また利用を促すような周知や理解を広げる支援を積極的に検討してほしい。</p>	<p>未利用食品等の有効活用に向けた取組については「基本方針2」に未利用食品等を有効活用する取組の推進するなど記載しており、フードバンク活動は食品ロスを削減するため有効に活用することも必要であることから、国と連携して取組を促進することとしています。  また、政策支援などのご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。</p>

意見の概要	意見に対する道の考え方 ※
<p>市町村の役割で「市町村食品ロス削減推進計画の策定に努める」とあるが、市町村の負担が大きくならないように配慮願いたい。</p>	<p>市町村が食品ロス削減推進計画を策定することは法律等で策定に努めることとなっており、「基本方針3」において市町村食品ロス削減推進計画策定に向けた取組を促進することとしています。</p>
<p>基本方針3に「削減に取り組む事業者ノウハウを提供」を追加。 事業系食品ロスの課題は、鮮度や品質に対する消費者の過度なこだわりや、それに必要以上に応えようとする事業者側の過剰なサービス意識です。事業者の食品廃棄物に関するさまざまな国の調査を踏まえつつ、道内の削減に取り組む事業者に対し先駆的なノウハウの提供を要望。</p>	<p>食品ロスの削減については、消費者は事業者が行う取組を理解し協力すること及び過度な鮮度志向を改めることに努めることや、食品関連事業者等は自らの行う取組などの情報発信に努めることなどが重要であることから、食品ロスの削減につながる事例などの情報発信に努めることを基本方針1に記載しています。</p>
<p>教科を通じて食品ロスの削減に関する理解を深めさせることが大事である。 給食指導が大事である。</p>	<p>食品ロスの削減については、学校での取組も重要であることから、基本方針1に、学校における取組も含めて記載しています。 また、計画案に関係者の役割(行政)に、学校の取組を明確にしました。</p>
<p>学校で調理実習などと合わせて楽しく食品や食品ロスの理解を深められる機会を作る。 座学だけでは関心を得られない可能性があるため、実際に食材に触れながら知識を深める。 食育を実践できない理由として、親の知識不足があげられる。 料理教室や農業体験等を通して親子で学べる機会を作る。</p>	<p>食品ロスの削減については、学校での取組も重要であることから、基本方針1に、学校における取組も含めて記載しています。 また、計画案に関係者の役割(行政)に、学校の取組を明確にしました。</p>
<p>北海道は食料品製造業の割合が大きいので、食品関連事業者からのロスを削減すべき。 AIによる需要予測を活用することで過剰生産・仕込み過ぎによる廃棄を抑える。 食品関連事業者から出る廃棄に課税する。</p>	<p>食品ロスの削減については、食品関連事業者等は自らの行う取組などの情報発信や啓発に努めることなどが重要であることから、食品ロスの削減につながる事例などの情報発信に努めることを基本方針1に記載しています。道では情報提供等、事業者の取組を促進することとしています。 また、食品関連事業者の具体的な役割について、「第4章計画の推進」に記載しています。</p>
<p>食品ロス量20%削減、の算出根拠と10年後を目標とした背景、行動する道民を5年後に80%とした背景の整合性はいかがでしょうか。 主たる要因を重点的に改善するような実効性ある目標が必要と考えます。</p>	<p>北海道の食品ロス発生削減目標の考え方は、国の基本方針において食品ロスの発生量を2030年度までに2000年度の半分にするという目標とされており、道としては、全国における食品ロスの発生量が2000年度の980万トンから2017年度には612万トンに減少し、2030年度の目標の490万トンを達成するためには今後122万トン、20%削減する必要があることから2017年度から20%削減の26万トンを目指しています。 また、食品ロス削減に向けた行動目標については「第4次北海道食育推進計画」の数値目標を準用し令和5年度(2023年度)としています。</p>
<p>「1関係者の役割」で第2章との関係から主となる行動を優先的に道民に伝える工夫が必要ではないでしょうか。関連事業者等についても同様の印象を受けます。</p>	<p>関係者の役割については、具体的に記載し、伝わるように工夫しています。</p>
<p>食品ロス削減については少しずつみんなで行動すると簡単なこと。 消費者として食べきれない量を注文する人はいない。 食べきれなかったら持ち帰る。 冷蔵庫を確認してから買い物に行くなど。</p>	<p>食品ロス削減の消費者の役割については、第4章「1関係者の役割」において具体的に記載しており、「どさんこ愛食食べきり運動」の推進にあたり、今後の参考とさせていただきます。</p>

意見の概要	意見に対する道の考え方 ※
<p>消費者の役割の「食やそれに携わる方々への感謝の気持ちを持ち」と、強要するのはおかしい。消費者あつての食料生産者・関連事業者であるし、その逆も言える。 お互いに必要とする同等の関係にあるはずです。</p>	<p>食品ロスの削減に向けては、消費者と食品関連事業者等が主体的にそれぞれの役割を理解し実践することや双方向の取組が必要であることを「関係者の役割」において、記載しています。</p> <p style="text-align: right;">B</p>
<p>「商習慣など食品ロス削減に向けた全国的な取組や制度の見直しなどを国と一体的に推進」について、道内に展開するスーパーの多くが道内に本社が所在しており、北海道も独自に商習慣の見直しに向けた取り組みを進めるべきではないか</p>	<p>商習慣の見直しについては、全国的な取組であることから、国と一体的に推進することとしています。</p> <p style="text-align: right;">B</p>
<p>「道民や食品関連事業者等、関係機関・団体などの取組を支援」について、支援する具体的な取組みとして、食品製造業における賞味期限延長化の取組や、食品製造業・卸売業・小売業における高度な解析手法を取り入れた商品需要予測データによる受発注などの食品ロス削減に資する取組への支援についても盛り込んでほしい</p>	<p>食品ロスの削減につながる国の支援制度や取組事例などの情報提供・発信などを推進することとしています。</p> <p style="text-align: right;">B</p>
<p>食品ロス削減の推進体制で庁内組織に加え、外部団体等とは連携を図るとありますが、協議会のような組織を想定されていますか。 進捗状況の評価(推進事業の評価、改善、提案を含む)を遂行する機関が本計画の実効性を担保するには必要と考えます。</p>	<p>食品ロス削減の推進体制では、庁内関係部局で構成する「食育推進連絡会議食品ロス対策部会」を中心に、独立した協議会等については想定はしていませんが、市町村や食品関連事業者等関係機関・団体など関係者と連携を図り取組を推進することとしております。 また、進捗状況についても同様に同対策部会で協議することとしています。</p> <p style="text-align: right;">E</p>
<p>学校給食の食べ残したパンなどの各家庭への持ち帰りは禁じられており、持ち帰りの推進について反映できないか。</p>	<p>学校給食は、学校給食法に規定される「学校給食衛生管理基準」に基づき、パン等残食の持ち帰りは、衛生上の見地から禁止しているため、計画に反映させることはできません。 学校給食は「学校給食摂取基準」に基づき提供されていますが、児童生徒個人の体格や活動量が異なるため、給食指導及び食に関する指導を通して、各自の適量を理解させるとともに、適量を配食できるように工夫します。</p> <p style="text-align: right;">E</p>

※「意見に対する道の考え方」のA～Eの区分は次のとおりです。

A	意見を受けて案を修正したもの
B	案と意見の趣旨が同様と考えられるもの
C	案を修正していないが、今後の施策の進め方等の参考とするもの
D	案に取り入れなかったもの
E	案の内容についての質問等

問い合わせ先

食品政策課 調整係

電話 011-231-4111(内線 27-666)

FAX 011-232-7334

E-mail slow.food@pref.hokkaido.lg.jp